25　「キール線」とは、次のものにより船舶の中央を通るキールの傾斜に対して平行な線をいう。

.1　船体中心線におけるキールの頂部又は金属外板を有する船舶で、バーキールが外板の下方に延長されている場合には、当該外板の内側とキールとの交差する線

.2　木船及び交造船にあつては、この距離は、キールのラベットの下縁から測る。船体中央横断面の下部の形状がくぼんでいる場合又は厚いガーボードが取り付けられている場合には、この距離は、底面の扁平部を延長した線がキールの側面と交わる点から測る。

26　「船舶の中央」とは、長さ（L）の中央をいう。

27　「二千八年ISコード」とは、決議二六七（八五）によつて採択された二千八年の非損傷時復原性に関する国際コードであつて導入、A部（同部の規定は、義務として取り扱う。）及びB部（同部の規定は、勧告として取り扱う。）から成るものをいう。ただし、次のものを含む。

.1　当該コードの導入及びA部の改正であつて附属書第一章以外の附属書に適用する改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずるもの

.2　コードのB部の改正であつてその手続規則に従い海上安全委員会によつて採択されるもの

第三規則　C部からE部までの規定に関する定義

この章のC部からE部までの規定の適用上、別段の明文の規定がない限り、

1　「操舵装置制御系統」とは、船橋から操舵装置の動力装置に命令を伝達する装置をいう。操舵装置制御系統は、発信機、受信機、制御用油圧ポンプ並びにこれらに関連する電動機、電動機制御器、管及び電線から成る。

2　「主操舵装置」とは、操舵機械、ラダー・アクチュエーター、操舵装置、動力装置、補助設備及び通常の航行状態において操船の目的でかじを有効に動かすために必要なトルクをラダー・ストックに与える装置（例えば、チラー、コードラント）をいう。

3　「操舵装置の動力装置」とは、次のものをいう。

.1　電動操舵装置については、電動機及び関連電気設備

.2　電動油圧操舵装置については、電動機並びに関連電気設備及び電動機に連結されたポンプ

.3　電動油圧操舵装置以外の油圧操舵装置については、駆動機関及びこれに連結されたポンプ

4　「補助操舵装置」とは、主操舵装置の故障の際に操船に必要な装置であつて主操舵装置のいかなる部分以外のものをいう。ただし、チラー、コードラント又はこれらと同じ目的に用いる構成部分を含まない。

5　「正常な稼働状態及び居住状態」とは、操舵能力、航行の安全、火災及び浸水に対する安全、船内及び船外の通信及び信号装置、脱出設備及び非常端艇用ウィンチ並びに計画された快適な居住性を確保する船舶全体並びにその機関、設備、手段及び装置が作動し、かつ、正常に機能している状態をいう。

6　「非常事態」とは、正常な稼働状態及び居住状態に必要な設備が主電源の故障のために作動状態にないことをいう。

7　「主電源」とは、船舶を正常な稼働状態及び居住状態に維持するために必要なすべての設備に対する電力の分配のため主配電盤に電力を供給するための電源をいう。

8　「デッド・シップ状態」とは、主推進装置、ボイラー及び補機が動力の欠如のため、作動していない状態をいう。

9　「主発電場所」とは、主電源のある場所をいう。

10　「主配電盤」とは、主電源から直接に電力が供給され、船舶の諸設備に電力を分配するための配電盤をいう。

11　「非常配電盤」とは、主電力供給系統の故障の場合に、非常電源又は臨時の非常電源により直接に電力が供給され、非常設備に電力を分配するための配電盤をいう。

12　「非常電源」とは、主電源からの給電が停止した場合に、非常配電盤に電力を供給する電源をいう。

13　「動力駆動系統」とは、ラダー・ストックを回す動力を供給するために設けられた油圧装置であつて、操舵装置の動力装置並びにこれらに関連する管、取付け物及びラダー・アクチュエーターから成るものをいう。動力駆動系統は、共有の機械構成部分（例えば、チラー、コードラント、ラダー・ストック）又はこれらと同じ目的に用いる構成部分を含むことができる。

14　「最大前進航海速力」とは、船舶が最大航海喫水における航行中に維持し得るよう計画された最大速力をいう。

15　「最大後進速力」とは、船舶が最大航海喫水において計画最大後進出力で到達することができると予想される最大速力をいう。

16　「機関区域」とは、A類機関区域並びに推進機関、ボイラー、燃料油装置、蒸気機関、内燃機関、発電機、主要電気設備、給油場所、冷凍機械、減揺装置、通風機械及び空気調和機械を収容する場所その他これらに類する場所並びにこれらの場所に至るトランクをいう。

17　「A類機関区域」とは、次のいずれかのものを収容する場所をいい、これらの場所に至るトランクを含む。

.1　主推進のために使用される内燃機関

.2　主推進以外の目的のために使用される合計出力三百七十五キロワット以上の内燃機関

.3　油だきボイラー又は燃料油装置

18　「制御場所」とは、船舶の無線装置、主要な航行設備又は非常電力源が置かれる場所及び火災表示装置又は火災制御装置が集中配置される場所をいう。

19　「化学薬品タンカー」とは、次のいずれかの章に掲げる液体物質のばら積み運送のため、建造し、又は改造し、及び使用する貨物船をいう。

.1　海上安全委員会が決議MSC四（四八）によつて採択した危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（国際海事機関による改正を含む。）（以下「国際バルクケミカルコード」という。）第十七章

.2　国際海事機関総会が決議A二一二（Ⅶ）によつて採択した危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則（国際海事機関による改正を含む。）（以下「バルクケミカルコード」という。）第六章

20　「ガス運搬船」とは、次のいずれかの章に掲げる液化ガスその他の物質のばら積み運送のため、建造し、又は改造し、及び使用する貨物船をいう。

.1　海上安全委員会が決議MSC五（四八）によつて採択した液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（国際海事機関による改正を含む。）（以下「国際ガスキャリアコード」という。）第十九章

.2　海上安全委員会が決議MSC三三八（IX）によつて採択した液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則（国際海事機関による改正を含む。）（以下「ガスキャリアコード」という。）第十九章

二　第二―一章A―一部を次のように改める。（平成十九年一月一日、平成二十年七月一日及び平成二十二年一月一日効力発生）

A―一部　船舶の構造

第三―一規則　船舶についての構造、機械及び電気設備の要件

この部の他の規則に含まれている要件に加えて、船舶は、第十一―一章第一規則の規定に従つて主管庁が認める船級協会の構造、機械及び電気設備の要件に従い、又は安全について同等の水準を定める主管庁の適用可能な自国の基準に従い、設計され、建造され、及び維持されなければならない。